

諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第12回定例会)

門真市教育委員会

平成26年12月5日

門真市立公民館長 様

門真市立公民館運営審議会

委員長 勝川 喜美



門真市立公民館及び門真市立文化会館における
民間活力の活用について（答申）

門真市立公民館及び門真市立文化会館の運営のあり方について、平成25年度から門真市民プラザで導入されているパートナーシッププランを活用した指定管理者などの実例等を鑑みながら審議した結果、指定管理者制度導入が単に経費縮減のみならず、市民との協調を取り入れながらサービスの拡大や生涯学習活動の向上に寄与し、各施設間連携等が現行よりも図られるものとして、審議会としては、両施設の管理運営についても前向きに導入を検討すべきとの結論に至ったため、これを答申いたします。

第32回青少年の主張について

1. 日時 平成26年12月7日午後1時～午後3時30分
2. 場所 ルミエールホール小ホール
3. 応募状況

(1)小学生の部

3年生	4年生	5年生	6年生	計
82	369	662	728	1,841

(2)中学生の部

1年生	2年生	3年生	計
456	405	546	1,407

合計 3,248

4. 選考経過

	小学3・4年生の部	小学5・6年生の部	中学生の部
応募総数(人)	451	1,390	1,407
一次選考通過数(人)	42	149	139
二次選考通過数(人)	13	23	25
三次選考通過数(人)	3	6	6

5. 最優秀受賞者及び優秀受賞者

【小学3・4年生の部】

結果	主 題	氏 名	学校名	学 年
最優秀	私のたからもの	野口 愛加里	大和田小学校	4年生
優秀	命	中村 晟悟	門真小学校	4年生
優秀	地球のためにぼくができること	白石 英之	沖小学校	4年生

【小学5・6年生の部】

結果	主 題	氏 名	学校名	学 年
最優秀	大切なハムスターとの思い出	諸留 小雪	速見小学校	6年生
優秀	文明社会と環境破かい	山下 莉愛	速見小学校	5年生
優秀	将来の夢	武村 楓	五月田小学校	5年生
優秀	世界遺産のすばらしさ	岡野 睦	大和田小学校	6年生
優秀	私の心友は本	本岡 ひより	速見小学校	6年生
優秀	環境問題について	徳島 海翔	門真みらい小学校	6年生

【中学生の部】

結果	主 題	氏 名	学校名	学 年
最優秀	母の涙	安田 葉音	近畿大学付属中学校	1年生
優秀	不幸な命	片山 紗佑希	第二中学校	2年生
優秀	よりよい門真市にするために	高篠 真梨	第七中学校	2年生
優秀	中学生英語の大切さ	石居 亜理沙	門真はすはな中学校	2年生
優秀	政務活動費と税金の無駄	山本 美優	第三中学校	3年生
優秀	気になるニュースや世の中の出来事について	永田 一馬	第五中学校	3年生

第1回 門真市スポーツ・レクリエーション大会報告

1. 開催日

【競技部門】 平成26年10月16日(木)～同年12月21日(日)

【レクリエーション部門】 平成26年12月7日(日) 午前10時～午後3時

2. 会場

【競技部門】 市民プラザグラウンド・体育館 他 市内社会体育施設

【レクリエーション部門】 市民プラザ(グラウンド・体育館 他)

3. 主催等

主催 門真市スポーツ・レクリエーション大会実行委員会 門真市教育委員会
後援 門真市

協賛 タイガー魔法瓶(株)、(株)朝日新聞社、(株)アカカベ(株)松岡製菓
ライフスポーツKTV大和田、NSI古川橋スポーツクラブ
紀の国わかやま国体(順不同)

4. 内容

【競技部門】

目的:日頃の練習の成果を発揮することができる競技スポーツ大会となることをめざし、
11種目の競技を実施しました。

11種目

サッカー(一般の部・少年の部)、グラウンドゴルフ、軟式野球(一般の部)、ソフトボール(学童の部)、バドミントン(男子ダブルスの部・女子ダブルスの部)、卓球(小学生の部・中学1、2年生の部・一般の部・壮年の部・シニアの部)、インディアカ(女子の部・混合の部・混合シニアの部)、バレーボール(一般女子の部)、中体連軟式野球(男子の部)、中体連バドミントン(男子ダブルスの部・女子シングル・ダブルスの部)、中体連ソフトテニス(男子の部・女子の部)

【レクリエーション部門】

目的:子どもから高齢者、障がい者まで世代を超えて、全ての市民が楽しむことで、体を動かすことの楽しさや大切さを実感し、日常生活における運動習慣を身に付けるきっかけづくりをめざし実施しました。

【スポーツにふれる】（ニュースポーツ体験）12 種目

ターゲット・バード・ゴルフ、スカイクロス、キンボール、ドッチビー、フライングディスク、カローリング、スリータッチボール、フリンゴ、ラダーゲッター、キャッチング・ザ・スティック、ニチレクボール、ガラッキー

【スポーツを習う】（体験フィットネス）14 項目

リズム体操、ヨガ、フラダンス
ろっ骨エクササイズ カキラ、ヨガ、ダンスエアロビクス、ルーティングセルフケア
キックボクササイズ、岡本依子のテコンドー教室、こども体操教室、こどもテニス教室、ノルディックウォーク教室、相撲体験教室、こどもサッカー教室

【スポーツを学ぶ】（健康セミナー）6 項目

フルーツとスポーツの意外な関係、乳がんってどんな治療するの？
カラダが目覚めるルーティングエクササイズ、自分でできる簡単テーピング
女子の骨盤力を上げる“ひめトレエクササイズ”、AED講習会・テーピング質問コーナー

【体力を知る】（体力チェックコーナー）8 項目

血圧測定、全身反応、膝伸展筋力、骨密度、血管年齢、体組成、足指筋力、
カウンセリング

【その他】

天声人語書き写し、読み聞かせ、昔あそび、模擬店7店

5. 参加者数

【競技部門】 約 2,100 人

【レクリエーション部門】 約 1,100 人

【平成26年度 第3回門真市キッズカーニバル事業報告】

1. 実施日時 平成26年11月16日(日) 午前10時より午後3時まで
2. 会場 門真市民プラザ(体育館・グラウンド)
3. 主催 門真市キッズカーニバル実行委員会
(構成団体) 門真市立保育園園長会、門真市民間保育園協議会門真市立幼稚園園長会、門真市内私立幼稚園、門真市地域子育て支援センター、門真市PTA協議会、門真市子ども育成連合会、門真市青少年育成協議会連合会、門真市学校支援地域本部事業実行委員会、門真民生委員児童委員協議会、公益社団法人門真市シルバー人材センター、市民委員、門真市民プラザ指定管理者
門真市教育委員会
4. 実施内容 【体育館1F】
乳幼児コーナー(柔道場) 赤ちゃんランド、手作りおもちゃ
青少年コーナー(剣道場) 小学生川柳の展示、昔あそび
百マス計算、英語あそび、カプラ
スマートボール
(談話室) 影絵 親子ふれあいやあそび、
ベビーサイン、おやさいビンゴ
(男子更衣室) おばけやしき
【体育館2F】
開会式 Melting Soul コンサート
吉本芸人ライブ ダイアン他
【グラウンド】
親子フリーマーケット、白バイ・パトカー・ミニ消防車展示
模擬店等々
5. 来場者数 4,824名(会場入り口にて集計)
6. 寄附行為 親子フリーマーケット参加費収入:26,000円
※実行委員会より、「ふるさと納税」で市に対して寄附
(教育分野、福祉分野に各13,000円)

門真市教育・保育給付に係る支給認定及び教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第13号。以下「支給認定規則」という。）第6条の規定及び門真市教育・保育施設等の利用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第14号。以下「利用規則」という。）第9条の規定に基づき、保育の必要性の認定及び施設等（利用規則第1条に規定する施設等をいう。以下同じ。）の利用について、適正かつ公正な事務の執行を期すため必要な事項を定めるものとする。

(支給認定及び施設等の利用の申請)

第2条 支給認定規則第3条に規定する申請書及び保護者等の状況確認書（別記様式。以下「申請書等」という。）は、年度途中の利用については利用開始希望月の前月20日までに、新年度の利用については別に定める期限までに、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(支給認定の実施)

第3条 委員会は、申請書等を受理したときは、面接、家庭訪問その他必要な調査を行い、別に定める支給認定実施表に掲げる基準に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定を行うものとする。

(施設等の利用指数の算出等)

第4条 委員会は、申請書等を受理したときは、面接、家庭訪問その他必要な調査を行い、別に定める教育・保育施設等の利用に関する基準に基づき、施設等の利用に関する指数（以下「利用指数」という。）を算出するものとする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会から施設等の利用が必要である旨の報告若しくは通知を受けた児童又は同法第26条第1項第4号の規定により、報告若しくは通知を受けた児童については、関係機関との連携の上、協議し、利用指数を算出するものとする。

(施設等の利用調整等)

第5条 委員会は、申請書等及び利用指数に基づき、施設等の利用調整及び保育所の

利用を決定するものとする。

(施設等の利用開始日)

第6条 児童の施設等の利用開始日は、原則各月の1日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保育の必要性の認定及び施設等の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、法の施行の日から施行する。

(門真市保育の実施事務取扱要綱の廃止)

2 門真市保育の実施事務取扱要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

4 保育の必要性の認定及び施設等の利用に係る準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

保護者等の状況確認書

施設等:

氏名				児童の続柄 父・母・祖父・祖母・その他()
昼間の連絡先	携帯電話	勤務先等		
児童	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

事業所記入欄

以下の者について、次のとおり 勤務 内定 していることを証明します。

勤務（内定）証明

証明を受ける者の氏名					
外 勤					
内 容	勤務形態	常勤・アルバイト・パート 派遣・嘱託・日雇い	外勤開始年月	年 月から	
	職 種		基本給	円（月給・日給・時給）	
	勤務日数	月平均（ 日）	勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日 <input type="checkbox"/> 不規則	
	勤務時間	月～金	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）		
		土曜日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）		
			（毎週・隔週・その他（ ））		
		日曜日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）		
		（毎週・隔週・その他（ ））			
育児休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	期間の短縮 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可			
勤務先名称	勤務先住所				

自営業及び自営手伝い

内 容	名称(屋号)		自営開始年月	年 月から	
	業種		平均月収	円	
	営業時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
	所在地	① 自宅・② 自宅外（所在地 ）			
	勤務日数	月平均（ 日）	勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日 <input type="checkbox"/> 不規則	
	勤務時間	月～金	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）		
		土曜日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）		
		（毎週・隔週・その他（ ））			
	日曜日	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（延べ 時間 分）			
		（毎週・隔週・その他（ ））			

内 職

内 容	作業内容		平均月収	円
	作業日数	月平均（ 日）	勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日 <input type="checkbox"/> 不規則
	作業時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分(実質作業時間 時間 分)		

年 月 日 証明

所在地
事業所名
電 話

⑨

証明していただく方々へ

- ・入所申込や継続入所手続等の際に、作成にご協力賜りますようお願いいたします。
- ・訂正箇所には、事業者の訂正印の押印をお願いします。
- ・証明内容について照会させていただくことがあります。

出 産	年 月 日 に 出産予定 ・ 出 産 (どちらかに○印)				
病気・障がい (証明書類要 添付)	病名				
	居宅内療養	1. 寝たきり		2. 通院 (期間: 日 通院頻度: 月に 日)	
	手帳	障害者手帳	1・2・3・4・5・6級	療育手帳	A・B1・B2
	入院加療	年 月 日 ~ 年 月 日			
	状態・症状 保育に欠けると 言える理由				
看護・介護 (証明書類要 添付)	対象者	本人・他()		居宅外・居宅内 (どちらかに○印)	
	病名				
	手帳	障害者手帳	1・2・3・4・5・6級	療育手帳	A・B1・B2
	介護状態	要支援・介護1・介護2・介護3・介護4・介護5			
	看護期間	年 月 日から	看護日数	月に 日	看護時間数
状態・症状 保育に欠けると 言える理由					

在学・職業訓練についての申告

(証明書類要添付)

学校名		学部・学科・コース	
入学年月日	年 月 日		
卒業年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 見込み	<input type="checkbox"/> 未定	

上記のとおり申告します

年 月 日

㊞

他 申 告 欄

表面と上記の内容以外で保育の必要性がある、または上記で書ききれなかった方はその理由を記入して下さい。

上記のとおり申告します

年 月 日

㊞

誓 約 書

私は、現在就労していません。つきましては、児童の施設・事業利用日から3か月以内に就労し、証明書類を提出することを誓約します。

なお、3か月以内に就労して証明書類を提出しない場合、利用を解除されても異議はありません。

年 月 日

㊞

支給認定実施表

父母の状況	時間	認定区分	
申請児童が満3歳以上かつ保育の必要性がない場合	/	1号	
父母ともに(ひとり親の場合は当該ひとり親が) 1. 1ヶ月の就労時間が120時間以上(通勤時間除く)である。 2. 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 3. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 4. 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)の看護・介護に1ヶ月120時間以上を要する。 5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 6. 就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、1ヶ月に120時間以上(通学時間除く)授業や訓練を受けており、保育が困難であること。 7. 育児休業中であること。 のいずれかに該当する場合。	保育標準時間	申請児童が 満3歳以上であれば2号 満3歳でなければ3号	
虐待・DVを受けている、又は受けるおそれがある場合。			
父または母が(ひとり親の場合は当該ひとり親が) 1. 1ヶ月の就労時間が120時間未満である。 2. 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)の看護、介護に1ヶ月120時間未満を要する。 3. 就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、1ヶ月に120時間未満授業や訓練を受けており、保育が困難であること。 4. 通信教育をうけており、保育が困難である。 5. 起業準備中である、1ヶ月64時間未満の就労かつ求職活動中、求職活動中の場合。 のいずれかに該当する場合。	保育短時間		
標準時間の利用が可能な場合で、短時間利用の申請があった場合			

教育・保育施設等の利用に関する実施基準

基本指数一覧

番号	状況			点数
	類型	細目		
1	居宅外労働	外勤 自宅外自営	月160時間以上の就労	10
			月140時間以上160時間未満の就労	9
			月120時間以上140時間未満の就労	8
			月100時間以上120時間未満の就労	7
			月80時間以上100時間未満の就労	6
			月64時間以上80時間未満の就労	5
	居宅内労働	自営	月160時間以上の就労	9
			月140時間以上160時間未満の就労	8
			月120時間以上140時間未満の就労	7
			月100時間以上120時間未満の就労	6
			月80時間以上100時間未満の就労	5
			月64時間以上80時間未満の就労	4
	内職	月160時間以上の就労	8	
		月140時間以上160時間未満の就労	7	
		月120時間以上140時間未満の就労	6	
		月100時間以上120時間未満の就労	5	
		月80時間以上100時間未満の就労	4	
		月64時間以上80時間未満の就労	3	
2	出産	出産	出産前後2月	6
3	病気・障がい	疾病	長期間入院、または入院を要するほどの重度の疾病を有し、常時安静が必要	10
			長期間の通院、加療を必要とする	7
		障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを受けており、保育が困難	10
			身体障害者手帳3級、4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を受けており、保育が困難	8
4	看護・介護	看護・介護	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付添のため、常時保育が困難	10
			月120時間以上の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	7
			月120時間未満の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	5
5	災害復旧	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
6	求職活動中	起業準備中	起業の準備のため、1ヶ月64時間以上を要し、保育が困難	4
		就労・求職活動中	1ヶ月64時間未満の就労かつ求職活動中	2
		未就労・求職活動中	未就労で求職活動中	1
7	就学・職業訓練	就学・職業訓練	就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間以上授業や訓練を受けており、保育が困難	8
			就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間未満授業や訓練を受けており、保育が困難	7
		通信教育	通信制大学、通信教育の学生である	6
8	虐待・DV	虐待・DV	虐待・DVを受けている、又は受けるおそれがある	※
9	その他	その他	保育が必要な事由に類するとして市長が認める状態にある場合	※

調整点一覧

番号	世帯の状況	点数
1	ひとり親家庭、かつ祖父母等と同居していない	2
2	ひとり親家庭、かつ祖父母等と同居していない状態で、当該ひとり親が求職活動中	1
3	生活保護受給世帯	1
4	父母のいずれかが単身赴任等で遠方におり、かつ祖父母等と同居していない	2
5	父母のいずれかが単身赴任等で遠方におり、かつ祖父母等と同居していない状態で、児童を育児する父または母が求職活動中	1
6	利用希望日より1ヶ月以内に育児休業から復帰する。	2
7	申請児童が障害者手帳または療育手帳を所持している場合、もしくは特別児童扶養手当を受給している	1
8	父母以外の18歳以上65歳未満の同居者が、無職又は基本指数6番に該当する場合	-2
9	小規模保育施設等を利用しており、3歳児以上の受け入れがなく、進級に際して転所を申請している場合	1

同点になった場合の優先順位をつける基準

(1)	申請児童の兄弟姉妹が、当該施設に在籍している。
(2)	申請児童が多胎児である。
(3)	認可外保育施設を利用している。
(4)	兄弟姉妹で別々の施設を利用しており、同じ施設を利用する為の転所希望の場合。
(5)	勤務地が遠方である。
(6)	児童を保育可能な親族が近辺にいない。
(7)	就労日数が多い。
(8)	利用希望日から起算して待機期間が長い。
(9)	就労中と就労内定での同点選考となった際は、就労中を優先する。

基本指数についての備考

- 1 原則、父母それぞれの点数の合算を、申請児童の基本指数とする。
- 2 ひとり親家庭については、当該ひとり親の点数と10点の合算を、申請児童の基本指数とする。
- 3 複数の条件に該当する場合は、各々について点数の高い方の条件で算定する。
- 4 父母がいない場合は、その他の保護者で算定する。
- 5 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

調整点についての備考

- 1 基本指数に基づいて点数をつけるとともに、調整点一覧に該当するものがあれば、それぞれ同表に掲げる調整点で加点又は減点を行うものとする。
- 2 同点となった場合の優先順位は、主に(1)から(9)までに掲げた基準により総合的に判断するものとする。
- 3 上記以外に児童福祉の観点から緊急度が高いと認められる場合は、適宜調整を行うものとする。
- 4 連携施設の利用は、支給認定をうけていれば最優先とする。